

○厚生労働省告示第 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の一部の施行に伴い、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第二百二十四号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

第一号のイの(1)中「七百九十三単位」を「七百九十九単位」に改め、同イの(2)中「七百七十三単位」を「七百七十九単位」に改め、同号のロ中「八百八十二単位」を「八百八十九単位」に、「第五条第二十二項」を「第五条第二十一項」に改め、同号のハ中「共同生活介護」を「共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助に限る。）」に、「九百五十一単位」を「九百五十八単位」に改める。